

[理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準を記載した書類]

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本エステティック研究財団（以下「本財団」という。）の定款第17条第3項及び第35条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち月13日以上本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。
- (5) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは、明確に区分されるものとする。

(報酬の総額制限)

第3条 役員等の報酬は、次の総額の範囲内で支給するものとする。

- (1) 役員は、各年度における総額は、別表に定める額とする。
- (2) 評議員は、定款第17条第1項に定める総額（50万円）とする。

(報酬等の支給)

第4条 前条に定める総額の範囲内で常勤役員及び非常勤役員等の職務執行への対価として報酬等を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年俸とし、各々の常勤役員の報酬の額は別表第2「常勤役員の報酬年額の支給基準」の範囲内で、評議員会が定めるものとする。
- 3 非常勤役員の報酬は、理事会等への出席又はそのほかの職務に従事したなどのときに対する1回当たりのものとし、報酬の額は、別表第3「非常勤役員の報酬の支給基準」の範囲内で、評議員会が定めるものとする。
- 4 評議員の報酬は、評議員会への出席に対する1回当たりのものとし、報酬の額は、別表第4「評議員の報酬の支給基準」の範囲内で、評議員会が定めるものとする。
- 5 常勤役員が退職したときは、退職金の総額840万円の範囲内において、評議員会にて別に定める役員退職手当規程により退職金を支給することができる。

(報酬の支給日)

第5条 報酬が年俸の場合は、その12分の1の額を毎月25日（支給日が勤務を要しない日の場合は、順次前日に繰り上げる。）に支給するものとする。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、理事会及び評議員会等への出席等の都度、支給するものとする。

(報酬の支払い方法等)

第6条 報酬は本邦通貨をもって本人に支払う。ただし、死亡による退任の場合はその法定相続人に支払う。

- 2 支払いに関し、本人又は遺族から指定金融機関の指定口座への振込みの申出があったときは、その申出に沿って支払うことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出のあった立替金、積立金等を控除して支払うことができる。

(常勤役員が月の途中で就任又は退任した場合の報酬)

第7条 月の途中で常勤役員に就任した場合又は月の途中で常勤役員を退任した場合の報酬は、日割計算により支給するものとする。

2 死亡退任の場合は、前項の規定にかかわらず年俸の12分の1の額を支給するものとする。

(費用)

第8条 役員等がその職務の執行にあたって要する費用を負担し、又は負担した費用については、これを請求

のあった日以後、遅滞なく支払うものとし、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当を支給する。

(端数処理)

第9条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(公表)

第10条 本財団はこの規程をもって、認定法第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(平成24年7月26日理事会議決)

別 表

第1	役員各年度の報酬の上限額
	理事 930万円 監事 20万円
第2	常勤役員の報酬年額の支給基準
	常勤役員の報酬年俸額は、一人につき840万円以内とする。
第3	非常勤役員の報酬の支給基準
	非常勤役員の報酬額は、理事会等への出席又はそのほか職務に従事したなどのとき、1回につき15,000円以内とする。 ただし、代表理事及び業務執行理事については、1回につき20,000円以内とする。
第4	評議員の報酬の支給基準
	評議員の報酬額は、評議員会へ出席したとき、1回につき15,000円以内とする。